

船舶インシデント調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年12月11日 09時10分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市大磯埼東方沖 大磯埼灯台から真方位082° 1.8海里付近 （概位 北緯34° 11.0′ 東経134° 40.6′）
インシデントの概要	プレジャーボート一栄丸は、航行中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年1月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 一栄丸、1.0トン T03-17127（漁船登録番号）、個人所有 第280-21834号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力47.9kW、回転数毎分3,100、3気筒、ボア91.5mm、使用燃料軽油、機関製造年月日不詳、昭和62年5月31日進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人2人を乗せ、釣り場を移動する目的で航行中、主機冷却清水温度上昇の警報が作動した後、主機が停止した。</p> <p>船長は、主機を始動しようとするとう火災が発生するのではないかと思ひ運航不能と判断し、118番通報して救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇により鳴門市撫養港にえい航された。</p> <p>本インシデント後に機関修理業者が本船の主機を点検したところ、主機冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）が破損し、主機に冷却海水が十分に供給されなくなり、主機が停止したことを確認した。また、本件インペラの破損状況から、本件インペラは長年交換されておらず、経年劣化により破損したと思つた。</p> <p>船長は、本船を令和4年1月に中古で購入してから、本件インペラを点検したことがなく、本件インペラの使用開始時期を知らなかつた。</p> <p>船長は、本船を月に1～2回釣りの目的で使用して、本インシ</p>

	<p>デント当日も、主機冷却海水の吐出状況を出航前に点検していたが、異状は認めていなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件インペラが長年交換されずに航行中、経年劣化により本件インペラが破損したことから、主機に冷却海水が十分に供給されなくなり、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、本件インペラが長年交換されずに航行中、経年劣化により本件インペラが破損したため、主機に冷却海水が十分に供給されなくなり、主機冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、主機冷却海水ポンプを定期的に点検し、必要に応じてゴム製インペラを交換すること。 ・ 船長は、ゴム製インペラの予備品を装備することが望ましい。